

2013年8月

個人所得税に関するタックスアラート

要約

ベトナム出国までに、納税義務の完了が必要

上場企業と非上場企業の株式譲渡に対する個人所得税



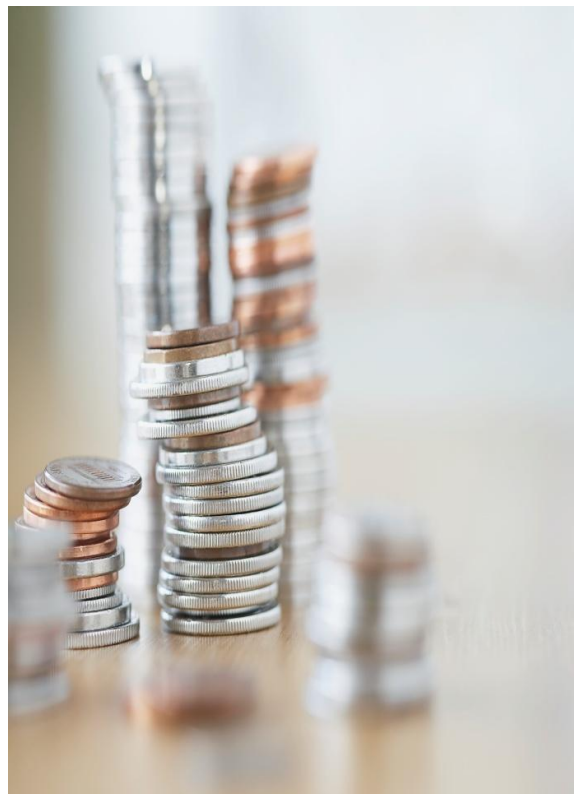
Building a better
working world

ベトナム出国までに納税義務の完了が必要

2013年07月22日、首相府は税務管理法及び税務管理法の一部条項を修正・補足する法律の一部条項の施行詳細を規定するDecree 83/2013/ND-CPを公表しました。本Decreeにより、外国に定住するため出国するベトナム人及び外国人は納税義務を完了しなければなりません。当該個人は出国するまでに、税務当局が発行した納税義務終了の証明書を有しなければなりません。

出入国管理機関は税務当局からの連絡を受けた場合には、納税義務をまだ完了していない個人の出国を停止する責任を負います。

本Decreeは首相府が個人所得税法の遵守を最重視していることを示しています。そこで、各企業及び個人は出国するまでに納税義務を完了した事を確認し、出入国管理機関の指示による出国停止を避けるために、自己の税金の申告、納付状況を調べる必要があると考えられます。詳細に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。



上場企業と非上場企業の株式譲渡所得に対する個人所得税

2013年7月8日に公表されたOfficial Letter 8817/BTC-TCTのガイダンスにより、上場企業と非上場企業の株式売却からの所得は同様に譲渡所得とされます。譲渡所得に対する個人所得税は1年間の合計のネットゲインの20%または、個別の売却価格の0.1%として計算されます。

本OLは2010年09月20日付けOL 1250/BTC-CSTに取って代わると考えられます。

OL1250により、居住者の場合、非上場企業の株式譲渡は資本金譲渡とみなされ、その譲渡所得に対する個人所得税はネットゲイン（販売価格から購入価格とその他関連費用を控除した金額）の20%で計算されていました。

お問い合わせ先

本Tax Watch Update及び EY ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Huyen Thi Thanh Nguyen ディレクター
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Thi Tuyet パートナー
nhung.tran@vn.ey.com

Mai Lan Anh マネージャー
mai.lan.anh@vn.ey.com

Ngo Thi Kim Anh マネージャー
anh.kim.ngo@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター
Takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
APAC no. 16000013
ED 0133

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

ey.com